

国が実施する大学院段階における「授業料後払い制度」について

2024年度より国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」（以下「授業料支援金」）が導入されます。本制度は在学中の授業料を国が立て替え、大学院修了後、所得に応じて返還することで、授業料を「後払い」とする仕組みです。下記制度の概要等は文部科学省又は独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という）からの通知によっては、内容に変更が生じる場合がありますのでご注意ください。

◇対象者

以下の条件をすべて満たす者

- ・2024（令和6）年度以降に大学院に進学した者
 - ※ただし2024（令和6）年度入学者については、以下のいずれかに該当する者のみ対象
 - ①秋入学者
 - ②春入学者の場合、2023年度（令和5年度）以前に「高等教育の修学支援新制度」の対象となったことがあり（在籍中に支援区分外や廃止となった学生も対象）、2024年3月に卒業した後、就職や他の大学院への進学等を挟まずに、同年4月に大学院へ進学した者
- ・授業料支援金の利用を希望し、本学を通じて申請を行った者
- ・JASSOの修士段階を対象とした月額50,000円又は88,000円の第一種奨学金と同様の家計基準及び成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者

※申請方法、時期等については、詳細が決まり公表

◇貸与対象

本学授業料を対象とし、年額776,000円を上限

（本学修士課程の年間授業料は700,000円のため、700,000円が上限）

ただし、貸与の額には保証料が上乗せされます。

◇貸与方法

JASSOから、本学へ直接振り込みが行われます。

◇返還方法

卒業後の所得に応じ、口座引き落としによってJASSOに返還します。

授業料と保証料を合計した金額が返還対象となります。その他、生活費奨学金の貸与を受けた場合は、その金額も併せて返還が必要です。

◇授業料支援金制度の利用手続きについて

- ・制度利用を希望する場合は、出願時に大学公式ホームページの「大学院入試要項・出願書類」ページより「授業料後払い制度」申請書をダウンロードし、授業料等減免認定通知のコピーを添えて、その他出願書類と共にご提出ください。
- ・入学金は入学前に振り込みが必要です。その他学納金については、上記貸与対象額との差額を指定された期日までにお振込みください。
- ・授業料支援金の対象となった授業料については、11月頃（予定）まで猶予します。

◇その他注意事項

- ・授業料支援金を利用した場合は、JASSO 第一種奨学金の貸与を受けることはできません。ただし別途「生活費奨学金（月1~4万円の額から選択）」を申請することができます。
- ・入学後に貸与制度が利用できなかった場合については、入学後に学納金を請求いたしますので、指定された期日までにお振込みください。
- ・授業料支援金を受けている期間は、月払い制度の利用はできません。

(学納金一例)

単位：円

	春学期	秋学期	
入学金	200,000		→入学手続き時に振込
授業料	350,000	350,000	→11月頃（予定）まで猶予
施設設備費	50,000	50,000	} 春学期分は入学手続き時に振込 } 秋学期分は9月頃請求
維持費	50,000	50,000	
諸経費	約 20,000		→入学後に請求

※授業料減免制度等を利用した場合や休学等をした場合は、上記の学納金額と異なる場合があります